

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、小売業として「お客様のため」という顧客第一主義の企業理念に基づく経営活動を行っております。

コーポレート・ガバナンスの強化・充実が企業価値向上の優先課題と位置づけ、また経営の透明性と健全性を一層高め、さらに経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制に向けて積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現状において、当社の株主構成における機関投資家及び海外投資家の比率は0%であり、株主総会の議決権総数に対する議決権行使の比率は85%以上あり、議決権電子行使プラットフォームの利用や、招集通知の英訳については、当面実施いたしません。

【原則1-4】

いわゆる政策保有株式については、取引先との中長期的な取引関係の円滑化、強化の観点から必要最低限と認める範囲で保有しております。また、毎月開催される取締役会において政策保有株式の株価をチェックし株主価値を損なうおそれのある銘柄の有無について検討しております。政策保有株式の議決権につきましては、事前に取締役全員で招集通知を精査した上で、毎期、取引先の株主総会に出席し、招集通知に記載された議案が取引先及び当社の中長期的な企業価値向上に資するか否かを判断して行使しております。また、必要に応じて取引先と事前に協議を行っております。

【補充原則3-1-2】

当社の株主における海外投資家等の比率は現在0%であります。そのため英語での情報の開示・提供は予定しておりません。

【補充原則4-2-1】

当社の経営陣の報酬については、月額報酬と賞与により構成され、職責と成果を反映させております。今後、自社株報酬などの中長期的な業績と連動する制度の導入を検討してまいります。

【原則4-8】

当社では、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、原則の求める独立社外取締役を2名選任するに至っておりません。役員は会社との間で委任契約を締結しており、会社との間に高度の信頼関係が構築される必要があるため、独立社外取締役の選任に至っては慎重に対応すべきと考えております。

【補充原則4-10-1】

当社の社外取締役は1名であり取締役会の過半数には達していませんが、社外取締役は自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や取締役に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの事項に関し、今後は関与・助言を得る仕組みを必要に応じ検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-7】

当社の取締役、監査役が利益相反取引や競業取引を行う場合は、法令及び社内規定にて取締役会の承認を必要とする旨を定めており、取引が生じた場合は、関連法令に基づき、適時適切に開示いたします。また当社及びグループ会社の役員に対し、1年に1回、関連当事者取引に関するアンケート調査を実施し、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

【原則3-1】

1.経営理念、経営戦略は当社ホームページに開示しております。

http://www.domy.co.jp/whats_domy.html

http://www.domy.co.jp/ja/wp-content/uploads/2013/01/74th_domy_report.pdf

2.コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンス報告書に記載しております。

3.経営陣幹部、取締役の報酬は月額報酬と賞与により構成され、会社の業績、職責や成果を反映する体系としております。また取締役の報酬及び賞与については、株主総会の決議により定められた報酬枠の範囲内において、代表取締役が各取締役の職責、成果に応じて決定しております。

4.社内昇格の取締役・監査役候補の指名については、経験、見識、専門性、人格、上司・部下・社外からの信頼度を総合的に判断し、監査役候補については監査役会の同意を得た上で取締役会の審議の上で決定しております。また、社外取締役・社外監査役の指名については、企業経営に関する幅広い経験、財務・会計に関する専門知識等を有するとともに、当社との関係においても独立性を有する候補者の中から、総合的に判断し、社外監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で取締役が審議の上で決定しております。

5.取締役会において、取締役候補の指名を行う際の個々の指名理由を明らかにした上で、候補者を決定しております。社外取締役・社外監査役候補者については、会社法の定めにより株主総会参考書類に選任理由を開示しておりますが、次年度に向けて、取締役・監査役候補者全員の指名理由の開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会で審議決定する事項を取締役会規程に定め、法令、定款、取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に関して、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に沿って、業務執行を行っております。

【原則4-9】

当社では、社外取締役の選任にあたり、候補者の有する豊富な経験と幅広い見識を検討し、独立性については、会社法及び証券取引所が定める独立性基準により判断いたしております。

【補充原則4-11-1】

取締役会は、適切かつ機動的な意思決定と、適正な監督を実行するよう、営業の各事業分野、人事部門、経理部門等の専門的能力及び知見を備えた社内出身の取締役と、公正かつ多様な価値観を併せ持つ社外取締役により構成され、活発な議論を行うことができる体制を構築する観点から、取締役候補者の入選を行っております。当社は、定款により、取締役の員数は15名以内、監査役は4名以内と定めております。現在の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役1名）、監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成いたしております。

【補充原則4-11-2】

社外監査役1名が他の上場会社の社外取締役を兼務しておりますが、その他の取締役・監査役は、他の上場会社の社外取締役を兼務しておりません。取締役・監査役全員がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる体制となっております。また、取締役・監査役の重要な兼職の状況につきましては、有価証券報告書や事業報告等で今後開示してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会全体の有効性については、毎年実施する各取締役の自己評価及び、監査役会と代表取締役との面談等により有効性は確保されていると考えております。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役就任時には、それぞれの活動に必要な法令等の各種情報を習得すべく、外部機関への参加を要請しております。就任後も取締役は社外における交流会への参加、社外研修の受講を通じ役割・責務に係わる理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めております。また監査役は、日本監査役協会等が開催する、研修会や講習会に参加し、監査役として必要な情報の収集や更新等を行っております。

[原則5-1]

当社は、IR当窓口である総務部にて、株主・投資家の問い合わせに対応しております。また証券取引所が開催するIRイベントへ参加するなどのIR活動に取り組んでおり、業績、事業内容、経営方針等の各種資料を当社ホームページの掲載を通じて開示しております。IR等、株主との対話で得られた株主・投資家の意見等は、必要に応じて社内にて情報共有し、対応の検討を行います。また株主・投資家との対話において、インサイダー情報を伝達することは致しません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ドミ一親和会	1,166,500	8.46
梶川須賀子	795,357	5.77
ドミ一親栄会	635,200	4.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	582,210	4.22
西尾信用金庫	581,670	4.22
梶川志郎	496,203	3.60
株式会社名古屋銀行	473,200	3.43
ドミ一社員持株会	469,959	3.41
岡崎信用金庫	391,000	2.83
梶川勇次	300,689	2.18

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明

特記すべき事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

名古屋 第二部

決算期

5月

業種

小売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野村政弘	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の間相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村政弘		—	主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき、必要に応じて社外の立場から助言・提案を適宜行ってもらえると同時に、公正かつ客観的判断のもとに業務執行することを期待し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数 <small>更新</small>	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は、会計監査上の重要事項について、会計監査人より四半期毎に説明を受けております。また、期中においても、その都度発生した重要事項については、意見交換をおこなっております。

当社の内部監査部門は、監査計画に基づいて業務監査を行い、その結果については監査役に報告する体制を執っております。また、定期的な監査役と情報交換を行い、監査役の監査が効率的に行われるよう協力しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本健司	弁護士													
鈴木人史	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本健司	○	平成22年3月24日 当社独立役員	主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要に応じて社外の立場から助言・提案を適宜行ってもらえると同時に、公正かつ客観的に業務執行の監査を期待し、選任しております。 〔独立役員に指定した理由〕 専門的見地から当社取締役の業務執行が公正かつ妥当なものを判断し監督する立場にあり、また、現在及び過去において当社との利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない人物であることから独立役員として指定しました。
鈴木人史	—	—	主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき必要に応じて社外の立場から助言・提案を適宜行ってもらえると同時に、公正かつ客観的に業務執行の監査を期待し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

1名

その他独立役員に関する事項

特記事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役個別の具体的な報酬額は、前事業年度の業績を加味する方法にて毎年見直しをしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年5月期における当社の取締役および監査役に対する年間報酬総額は、取締役133,101千円、監査役21,662千円で、合計154,763千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役並びに社外監査役に対し、総務部が取締役会開催の案内をするとともに、議案の事前通知を行っております。また、各氏の要請に応じて総務部がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会を毎月定例に開催するほか、必要ある場合は臨時に開催し、法令に定められた事項および経営に関する重要事項の決定を行っております。また、重要な課題については主要役員で構成される会議を必要に応じ開催し、取締役の迅速で効率的に意思決定ができるよう事前

審議を行っております。

この他に具体的な業務執行の進捗状況の報告や確認を目的とした営業推進会議(全体会議)を社長以下全取締役、常勤監査役、担当部長、地区長、店長等の出席の下で毎週実施しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会を設置しております。監査役は、取締役の職務執行の監督を実施するとともに、取締役会および主要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるなど厳正に当社の業務監査をしております。

また、内部監査におきましては、社長直轄の監査室を設置し、定期的な業務監査により業務進捗状況を把握し、これらが法令および定款または諸規程との整合性について監査を実施しております。

この他、当社および子会社で構成するコンプライアンス委員会を設置して、さらに内部通報制度を含めグループ全体のコンプライアンス体制強化に努めております。

会計監査につきましては、会計監査人を選任し、当社監査役と随時意見交換できる体制で監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在は、社内の監査室、コンプライアンス委員会等により体制強化を図っておりますが、今後は社外の方で、人格・見識・能力に優れた人材を社外取締役として登用する等、一層の体制強化を図っていきたいと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年可能な日程を検討し、早期発送することに努め、出席できない株主様の議決権行使書の回収率の向上をはかっております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、5月決算で、株主総会を8月末に開催しているため、集中日に該当いたしません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年7月に開催されます、名古屋証券取引所主催の「名証IRエキスポ」にブース出展しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	半期毎に株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	
その他	名古屋証券取引所の名証IR懇談会に入会し、セミナー・勉強会に参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	レジ袋削減の推進、廃棄物削減のためのペットボトル・トレイ・牛乳パックの店頭回収や食品リサイクル法に基づく食品廃棄物残渣の削減を実施しております。 お取引先様と協力し、食育活動の一環として工場見学会の実施や料理教室を開催しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

1. 基本的な考え方

当社の内部統制システムの基本は、顧客第一主義に基づき、取締役会による重要事項の決定および業務執行が行われております。また、監査役制度の採用により、監査役による取締役の監査・監督が効率的に行われる体制であります。会計監査につきましては、監査役と会計監査人が連携して監査を実施しております。さらに、監査室による内部監査により業務の適正と効率性を図り、コンプライアンス委員会および内部通報制度の運用による内部統制の構築を実施しております。

2. 会社の体制及び方針

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社の取締役会規程、職務権限規程等の職務執行に関する社内規程に基づき業務を執行しております。当社グループは、コンプライアンスに関して、当社専務取締役を委員長とする委員会を設置し、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。また、コンプライアンス委員会は、当社グループの使用人に対して社内規程の遵守意識の普及、啓発をはかり、必要に応じて教育を行っております。さらに通報相談窓口の周知徹底をはかり、問題の早期発見による適切な対応を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報及び文書の取扱いは、当社社内規程に従い適切に保存並びに管理運用を実施し、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、代表取締役社長に直属する監査室を設置し、定期的な業務監査を実施し、法令・定款等の違反その他事由に基づく損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、直ちにコンプライアンス委員会及び代表取締役社長に報告される体制を構築しております。取締役は、コンプライアンス、自然災害、食品の安全性等のリスクについてガイドライン、マニュアルを整備し、さらに、これらのリスク要因の把握に努め、リスクが顕在化した場合の損失を最小限に止めるための施策を立案、推進しております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月定例に開催し、必要ある場合は臨時に開催し、重要事項の決定を行っております。また、取締役会規程により定めた事項をすべて付議することを守り、事前に議案に関する十分な資料を全役員に配布する体制としております。取締役は、経営分担事項の業務執行について、職務権限規程、業務分掌規程に基づき使用人に権限を委譲する体制であり、これにより意思決定の合理性、迅速性の確保に努めております。

(5) 当社グループの業務の適正を確保するための体制

当社グループは、子会社の取締役・監査役に当社の取締役・使用人を任命し、子会社取締役の業務執行状況を監督し、子会社に損失の危機が発生した場合、直ちに当社取締役会に報告される体制を構築しております。また、当社グループのコンプライアンス委員会は、当社及び子会社で構成されており、内部通報制度も含めグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制を構築するものとします。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、その使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役からの求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うものとします。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、独立性と実効性を確保しております。

(7) 当社グループの取締役及び使用人並びに子会社の監査役等が監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、経営会議等の主要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループ取締役または使用人にその説明を求めるものとします。また、取締役は、会社に著しい被害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、法令に従い直ちに監査役に報告するものとします。また、当該報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとします。

(8) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役がその職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理するものとします。

(9) その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、定期的な監査役とのヒアリングなどを通じ、職務執行状況を報告するものとします。代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行うものとします。また、監査室に監査役との連携及び情報交換を行わせ、監査役の監査が効率的に行われるよう協力することとします。

3. 内部統制の運用状況

当社グループは、内部統制システムの整備・運用について毎月1回、専務取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しており、経営環境の変化等に応じ、継続的に見直し、改善を行い、健全化と効率化を図っております。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日施行されたことに伴い、平成27年7月10日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しており、上記の体制は当該改正がなされた後のものです。なお、改正内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現に変更したものであります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社及びグループ各社は、上記内部統制システムに基づき、反社会的勢力に対しても排除に向け徹底を図る考えであります。尚、もし反社会的勢力による不当な要求を受けた場合には、その情報を各部門から収集した上、警察・弁護士と連携・協力し対応してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

企業価値のさらなる向上が当社最良の買収防衛策であると確信し、その具体化を最大限図ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。